

## 須賀小学校地域拠点施設基本設計業務委託に係るプロポーザル審査要領

### 1. 趣旨

須賀小学校地域拠点施設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施にあたり、その審査に係り必要な事項を定めるものである。

### 2. 審査方法

審査は、1次審査、2次審査の2段階に分けて行う。

#### (1) 1次審査

1次審査は、教育推進課（事務局）において、書類審査を実施する。参加資格要件の有無を確認し、参加資格がある事業者について、先行して提出された企画提案書「複合施設を建築するうえで、重視すべき点や考え方」を基に審査を行う。

1次審査では、点数順に最大4社になるように選考する。

審査基準は以下のとおり。

1次審査については、2次審査の内容に反映しないものとする。

項目	評価のポイント	配点	採点※標準は中央の値
①会社概要 ②業務実績	・小中学校及び複合公共施設の建築にかかる基本設計策定に関する業務を実施した実績があるか。 ★建築物設計を主業務としている事業者の場合は加点、小中学校の複合化の実績があれば加点、地域コミュニティ施設の実績があれば加点、複合化の実績数が多いほど加点	20	4・8・12・16・20
③複合施設の設計に対する考え方	・基本構想や基本計画に対する理解は十分か。複合施設の設計に対する考え方は適正か。	20	4・8・12・16・20
合計		40	

## (2) 2次審査

2次審査は、町職員及び有識者計7人により構成される須賀小学校地域拠点施設基本設計業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において事業者から提出された書類及びプレゼンテーションに基づいて実施する。

委員7名の合計点数が最も高かったものを候補者とする。

合計点数が最も高い事業者が2者以上あった場合は、以下の評価表の項目のうち「⑥～⑨」の点数が高い者を候補者とする。

当該項目の点数が同じ場合は、委員の多数決によって候補者を決定する。

審査基準は以下のとおり。

項目	評価のポイント	配点	採点※標準は中央の値
①会社概要 ②業務実績	・小中学校及び複合公共施設の建築にかかる基本設計策定に関する業務を実施した実績があるか。 ★建築物設計を主業務としている事業者の場合は加点、小中学校の複合化の実績があれば加点、地域コミュニティ施設の実績があれば加点、複合化の実績数が多いほど加点	20	4・8・12・16・20
③業務推進体制	・担当者、技術者、責任者など、業務遂行体制、組織連携体制及び町との連絡調整体制が整っているか。	10	2・4・6・8・10
④担当職員経歴	・担当職員は業務実績、専門的知識を十分有しているか。 ・資格を有しているか。	20	4・8・12・16・20
⑤業務スケジュール案	・業務が契約期間内に円滑かつ確実に進むよう、十分に計算された工程となっているか。職員に過度な負担がかからない工程となっているか。	10	2・4・6・8・10
⑥複合施設の設計に対する考え方	・基本構想や基本計画に対する理解は十分か。複合施設の設計に対する考え方は適正か。	20	4・8・12・16・20
⑦基本設計に向けた具体的な進め方	・基本設計のプロセスは、具体的かつ適正なものとなっているか。 ・地域や学校等の関係者意見を反映する提案となっているか。合意形成の手法・プロセスは適正か。	30	6・12・18・24・30
⑧配置計画に対する見解	・配置計画に対する見解は適正なものとなっているか。	20	4・8・12・16・20
⑨建築コスト・ランニングコストの軽減策に対する提案	・基本構想の目的を達成しつつも、建築コストやランニングコストの軽減する妥当な提案がされているか。	20	4・8・12・16・20
⑩プレゼンテーション及び質疑応答	・本業務への理解度（これまでの経緯・基本構想の内容等） ・取組意欲（現場確認をしている等） ・説明力・対応力（資料・説明のわかりやすさ、質疑への対応等）	20	4・8・12・16・20
⑪見積額	・委託業務における見積金額は適正か。 ※10点-68,000,000円以下、7点-68,000,001～70,000,000円、5点-70,000,001～71,280,000円	10	5・7・10
合計		180	

## 3. 審査後のスケジュール

7月26日（金）プレゼン・最終評価（役場庁舎101、102会議室）

7月末予定 事業者へ結果通知・町ホームページへ結果公表、契約の締結